

[研究論文]

中学校学習指導要領音楽編がもつ器楽分野の可能性 —金管楽器導入の必要検討プロセス—

Course of Study of Music and Its Possibilities for Playing Instruments

—Introducing Brass Instruments in Secondary Education—

中田知宏

NAKATA Tomohiro

〈抄 録〉

本研究の目的は、中学校学習指導要領音楽編に示された器楽分野において、金管楽器の授業導入への可能性を探り、授業で用いる楽器の選択肢を増やすために必要となるプロセスを検討し提示することにある。本論は3つの視点から紐解く。まず、中学校における器楽教育の現状把握である。和楽器を除いた場合、授業で用いる楽器はリコーダーやギターと言った一定の楽器に偏りが見られる。このような楽器の選ばれ方と教科書との関係について論考した。こうした現状を踏まえた上で、学習指導要領の変遷における金管楽器の位置づけの変化について焦点をあてた。さらに、檜下達也が明らかにした、器楽教育を成立させるために必要となる3つの要素に基づき、主に中等教育において金管楽器はそれらの要素を満たし得るのかを考究した。以上の3点の連関により、金管楽器の授業導入の可能性とそのため必要な検討プロセスが浮かび上がる。

キーワード：金管楽器、学習指導要領、器楽教育、中等教育

Abstract

This paper explores possibilities in introducing brass instruments into secondary education of music in the area of “playing instruments,” as instructed in the official Course of Study, in order to suggest how the instruments that have rarely been used in everyday classes can be options to choose from. The discussion will develop in the following three parts. The first section shows the current circumstances of music education at secondary schools. Aside from traditional Japanese instruments, instruments that students can play are quite limited, mostly recorders or guitars. The way teachers pick up these certain instruments is in fact deeply involved with school textbooks. The second section sheds light on the transition within the Course of Study and the change of the status of brass instruments in it. The third section focuses on the three essential conditions to bring about musical instrument education at secondary schools, the concept proposed by Kashishita Tatsuya, to discuss if brass instruments can be satisfactory options. These three arguments lead to the realization that musical instruments education stands a fair chance to be more diverse, and this paper presents practical ideas to realize that potential.

Keywords: brass instruments, Course of Study, music instrumental education, secondary education

0. はじめに

中学校の音楽の授業で経験したことのある楽器を中学校卒業者に尋ねれば、リコーダーと答える人が多いだろう。個人所有の楽器についてアンケート調査を行った中学校のなかで、アルトリコーダーを個人所有としている学校が71.4%、ソプラノリコーダーが22.8%、他の楽器はどれも3%以下との結果からも、音楽科の授業におけるリコーダーの活躍が窺い知れる¹⁾。それではなぜ中等教育の音楽科授業における器楽教育、とりわけ管楽器ではリコーダーが多いのか。言い換えれば、他の楽器、例えば金管楽器などを教具とすることは出来ないのか。これが本研究の大きな問いである。

『中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 音楽編』（以下、中学校学習指導要領音楽編と記す）では、器楽の指導で用いる楽器の扱いについて、「生徒や地域の実態を考慮した上で、指導上の必要に応じて和楽器、弦楽器、管楽器、鍵盤楽器、電子楽器及び世界の諸民族の楽器を適宜用いること」と示されている²⁾。ここではリコーダーに限らず、他の楽器を用いて授業を行う可能性が読み取れる。本稿では、この器楽教育の多様性へ開かれた道を追求するためのプロセス解明を試みる。

まず、中等教育での音楽科における器楽教育の現状と先行研究を概観する。ここでは教科書において取り扱われている器楽の種類を考察し、器楽教育に用いられている楽器を明らかにする。続いて、本研究の主対象である金管楽器が、学習指導要領音楽編のなかでどのように位置づけられてきたのか、また、その位置づけがどのように変化してきたのか、その軌跡を追う。最後に、檜下達也が指摘している中学校での器楽教育を成り立たせる「器楽教育成立の3要件」を示し、金管楽器はそれらの要素を満たし得るのか論考する³⁾。

本論は、中学校音楽科授業の器楽分野における多様性の拡大を模索するための研究である。これまで等閑視されてきたと言わざるを得ない音楽科の器楽分野の研究において、金管楽器導入の可能性を一例に、授業で用いる楽器の選択肢を広げるために検討が必要となる要素の抽出、及びプロセスを示すことが本研究の大きな役割である。これらを念頭に学習指導要領がもつ可能性を繙読する。

1. 器楽教育の現状

平成29年に中学校学習指導要領音楽編の改訂が公示され、中学校音楽科の器楽分野も指導のさらなる充実が期待されている。和楽器の取り扱いについては、「生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わい、愛着をもつことがきるよう工夫すること」との記述が新しく追加され、指導の新しい方向性が示されている⁴⁾。その一方で、管楽器（和楽器を除く）では、従前からの表記と変更なく、「生徒や地域の実態を考慮した上で、指導上の必要に応じて和楽器、弦楽器、管楽器、鍵盤楽器、電子楽器及び世界の諸民族の楽器を適宜用いること」とある⁵⁾。これは、楽器の選択が教員に任せられているとも言えると共に、器楽教育に多様性が開かれていることを示している。しかし、現状は多様性の追求よりも、これまでの流れを汲んだ授業を行うことが多い傾向が見られるだろう。これらは授業において欠かすことの出来ない教科書の内容に表れている。本項目では、現在、中学校で多く用いられている教育出版（以下、教出版と記す）『音楽のおくりもの 中学器楽』と教育芸術社（以下、教芸版と記す）の『中学生の器楽』の分析を行う。

教出版で取り扱われている楽器は、リコーダー、ギター、箏、三味線、篠笛、太鼓、尺八である。教芸版では、項目としては教出版で取り扱われている内容に、打楽器の内容が付け加えられている。

これらの教科書に共通しているのは、管楽器（和楽器を除く）についての教材はアルトリコーダーのみであり、金管楽器の奏法についての記述は見られない⁶⁾。

音楽の授業は教科書に沿った授業のみではなく、教員や学校の方針によって指導内容に幅があるため一概には言えないが、小池順子（2019）のデータからも分かるように、教出版を使用している学校が東京都では65%あり、教科書を基に授業を組み立てていることが推測出来る⁷⁾。このことから、今日の器楽の指導ではリコーダー指導を行っている学校が多いのではないだろうか。言い換えれば、アルトリコーダーは「中学器楽の代名詞」と言える存在であり、和楽器を除けば、中学器楽＝アルトリコーダーと言った固着したイメージが染みついていてとも言えるであろう。本論はこの固着を剥がし、新しい器楽教育の可能性を模索することが狙いである。

1.1. 本研究と先行研究

本論は、学習指導要領音楽編がもつ器楽分野の可能性について、これまで音楽科の授業において表現手段としては用いられることが少なかった金管楽器に焦点をあて論考する。目的は、楽器を演奏手段の教具として授業に新しく取り入れる場合、どのような項目をクリアすれば授業という土俵に上がることが出来るのか、また、金管楽器はそれら必要要件を満たし、授業に用いられる可能性があるのかを示すことにある。これらを浮かび上がらせるには、まず、音楽科の器楽分野での教育（＝器楽教育）がどのように成り立ってきたのかを検討し、器楽教育が成立するための要素を抽出することと、これらの条件を金管楽器は満たし得るのか、また、器楽教育の変遷のなかで金管楽器の位置づけがどのように変化してきたのかを明らかにする必要がある。

本項目では、本研究の小目的ごとに関連した先行研究を参照したい。まず、初等中等学校における音楽科の器楽分野での教育（＝器楽教育）がどのように成り立ってきたのかについてである。この研究項目は、檜下達也「器楽教育成立過程の研究」（2019）なくして進められないだろう。その内容は主なものとして、器楽教育成立の過程を大きく戦前、戦中、戦後に分け、それぞれの時代のなかで、器楽教育の成立にはどのような実践的試みが影響しているのか、また、器楽教育と時代背景との関わり、器楽教育になぜ簡易楽器が用いられるようになったのかを中心に述べており、「器楽教育がどのような歴史的変遷を経て、初等教育において成立したのか」を明らかにしている⁸⁾。また、器楽教育が成立するために必要な条件を「器楽教育成立の3要件」（本稿3.1を参照）と示している⁹⁾。檜下の研究は、歌唱教育などと比較すればこれまでに優先されてこなかった器楽教育の成立過程や音楽教育史について言及した貴重な研究である。それゆえ、器楽教育における今後の発展についての言及は限られているが、器楽教育の研究には意義深い。したがって、器楽教育の展望を見出す本研究において過去と未来をつなぐ重要な研究と位置づけられる。

器楽教育史のなかでリコーダーに焦点をあてた、山中和佳子「戦後日本の音楽科教育におけるリコーダーの導入と指導の史的展開—小学校における器楽指導を中心に—」（2012）も重要であろう。山中は戦後、日本の音楽科教育においてどのようにリコーダーが導入され、教育が進められてきたのかについて詳細に述べている。大きな柱として、リコーダーを用いた器楽教育は楽器産業や音楽界の動向と密接に関係していた点、今日のリコーダーによる器楽教育の基盤は、昭和40年（1965）前後の転換期を経て昭和50年代に形成された点を指摘している。これらに触れるなかで、学習指導要領のなかでどのような楽器が登場していたかについても言及しており、器楽教育の変遷における金管楽器の位置づけを考える上で、本研究の貴重な資料である。山中の研究は、器楽教育の歴史といった大きな枠組みでは檜下と同じカテゴリーと考えられるが、研究対象がリコーダーに焦点化され、個々の楽器における歴史研究のひとつとして重要な研究であろう。

また、音楽科教育における器楽分野の枠ではないが、金管楽器を含めた吹奏楽について、瀬浩明「器楽教育として捉える吹奏楽」(2006)や石田修一「小学校における効果的な管打楽器指導法についての考察」(2016)といった研究も見られる。しかし、これらの研究では音楽科教育における器楽教育が成立するための「3要件」を示すような要素の検討や、学習指導要領とのつながりからの考察はほぼ見られない。これらの先行研究は、器楽分野における一部分であるが、本稿で取り上げようとしている学習指導要領音楽編がもつ器楽分野の可能性について言及した論文は見当たらないことが分かる。

また、八神利夫(1995)らの研究によると、岐阜大学教育学部カリキュラム開発研究センターにおいて構築されている教育用研究文献データベースの分析では、器楽分野における研究論文本数は全音楽教育データの6%ほどであるとの結果が得られたとの記述がある¹⁰⁾。同論文において、創作分野が4%弱、鑑賞分野が4.6%であることも示されており、歌唱分野の研究が多く、本研究の主な対象である器楽については数が限られている¹¹⁾。このような現状から、本研究が学習指導要領音楽編のもつ器楽分野の可能性を示すことにより、手薄となっている器楽教育の発展と、音楽科の器楽分野における研究のひとつの足掛かりとなると考えられる。

2. 器楽教育の変遷

本項目の論点は1つである。器楽の指導で用いる楽器について、平成29年(2017)の学習指導要領音楽編では「生徒や地域の実態を考慮した上で、指導上の必要に応じて和楽器、弦楽器、管楽器、鍵盤楽器、電子楽器及び世界の諸民族の楽器を適宜用いること」と示され、器楽教育の多様性が開かれている¹²⁾。それにもかかわらず、なぜアルトリコーダーが「中学器楽の代名詞」と言われる存在であり続けているのか。このような状況を生み出すに至るまでに、学習指導要領音楽編の変遷のなかで、器楽の指導で用いる楽器の取り扱いはどのように変化してきたのか、本項目で解明を試みる。

2.1. 中学校教育と器楽教育

学校教育と金管楽器の組み合わせを想像したときに、まず思い浮かぶのは吹奏楽や金管バンドといった部活動である。これらは、有本らの研究項目「器楽で多く取り組む活動と授業で継続して取り上げる器楽の活動」で触れている通り、「継続的な器楽の活動」の多くは「アルトリコーダーを練習させるもの」とされ、中等教育における音楽科の授業では金管楽器は用いられない風潮が強いと言える¹³⁾。しかし、少なくとも平成29年(2017)版の学習指導要領には、このような状況を生み出すような記載はない。それではなぜ、金管楽器は部活動や課外活動で、といった構造が出来上がったのか。結論を先に言えば、学校教育における合奏の発展の歴史が大きく関係していた。本項目では、檜下の研究を基にこれら合奏の発展の歴史を詳細に論じる。

学校教育のなかで吹奏楽や管弦楽といった合奏形態は、「器楽教育の黎明期」とされる1930年代の器楽教育の様相に影響を受けている¹⁴⁾。当時は学習指導要領が存在していないなか、至るところで指導者が工夫を凝らしながら器楽教育に取り組んでおり、各指導者のカラーが見られる。檜下は、これらのカラーが現代の部活動と器楽教育の在り方に影響を及ぼしているとの指摘をしている¹⁵⁾。

1930年代の合奏形態は、実に「多様」である。これら「多様」な合奏形態は一定の条件を基に「リズム指導」「簡易合奏」「ハーモニカ合奏」「吹奏楽」「管弦楽」に分けられている¹⁶⁾。さらに、調査対象として掲載されている39校のうち、それぞれの器楽教育の実施校数は、「リズム指導4校」、「簡易合奏10校」、「ハーモニカ合奏7校」、「吹奏楽11校」、「管弦楽3校」、「その他4校」とのデータが示されている¹⁷⁾。

さらに檜下は、これら合奏形態が各々の校種でどのように行われているかについても言及し、次のような結果を示している。尋常小学校で最も多い合奏形態は「簡易合奏」で7校であり、高等小学校では「吹奏楽」が一番多い合奏形態で校数は5校、高等小学校では尋常小学校で多かった「簡易合奏」は0校である。これらのデータに加え、それぞれの実践校における指導者の考えや実践方法についても明らかにし、初等教育における器楽教育は、「児童の学齢や体力と楽器の親しみ易さや難易度を考慮した結果、校種によって選択される楽器や合奏形態に一定の傾向が見られる」と結論付けている¹⁸⁾。

これに加え、これらの合奏が授業内と課外活動のどちらで行われていたのかについても分析を進めており、「リズム合奏と簡易合奏の多くが授業内で実施」され、「ハーモニカ合奏は授業内が3校、課外が4校」、「吹奏楽はほとんどが課外において実践されている」とのデータを示している¹⁹⁾。檜下が指摘している通り、「吹奏楽は高等小学校や尋常高等小学校高等科の課外活動として実践されて」おり、この状況は「現在の器楽教育の状況とよく似ている」と言える²⁰⁾。これは、1930年代には登場していた学校教育における器楽教育の姿が、現代の器楽教育の原型となったことを示唆している。

2.2. 学習指導案における金管楽器の位置づけ

金管楽器を音楽科の授業で見かける機会が極端に少ない理由のひとつを、合奏形態の歴史のなかに読み解くことが出来た。しかし、金管楽器が主に部活動や課外活動で用いられてきたとの事実のみで、音楽科の授業で教具として使われることが少ないとは考えにくい。これらを紐解く手がかりが、日本の教育を先導してきた存在とも言える学習指導要領のなかに見られる。本項目では、学習指導要領の変遷における器楽分野の指導内容や取り扱うことの出来る楽器についての文言に目を向け、学習指導要領における金管楽器の位置づけの変化を浮かび上がらせる。

2.2.1 昭和22年（1947）度 学習指導要領（試案）

昭和22年（1947）版学習指導要領（試案）では、中学生指導における器楽教育の指導目標や教材選択の基準、指導法が明記され、さらに指導に用いる楽器が具体的に示された²¹⁾【表1】。

【表1】 昭和22年度学習指導要領（試案）に示された楽器

小学校	1年	小型の打楽器を主にする拍子木・ミハルス・トライアングル・鈴・カスタネット・タンブリン その他の簡易楽器
	2年	同上
	3年	上の楽器に、ハーモニカ・木琴・笛・ピアノ・オルガンを加える
	4年	上の楽器に、手風琴（アコーディオン）を加える
	5年	上の楽器に、バイオリンのような弦楽器、フルート・クラリネットのような管楽器
	6年	上の楽器に、各種の弦楽器、各種の木管楽器、トランペットのような金管楽器を加える
中学校	楽器編成を、できるならば次第に本格的なものとする	

小学校高学年ではフルートやクラリネット、トランペットに加えバイオリンなど多くの楽器が書かれている。また、指導目標に「楽器の編成を漸次本格的なものにする」と示されており、管弦楽での合奏の指導を目指していたことが読み取れる²²⁾。これらは、音楽科の授業において金管楽器の奏法習得も視野に入れていたことを示唆している。

アメリカのCourse of Studyを参考にした昭和22年（1947）版の学習指導要領（試案）では、器楽教育に対し「歌唱だけをやっていただけでは不十分で、器楽やさらに進んで作曲もやらなければならない

い」としており、器楽表現の指導を行うことに意欲的だったと推察出来る²³⁾。しかし、戦後の社会状況の影響が強く見られ、「器楽を全面的に実施するには、楽器や楽譜の問題から解決してかからなければならぬので、現在の状態では大きな困難を伴う」とあり、器楽教育を進めるには極めて厳しい状況であったことが窺える²⁴⁾。

2.2.2 昭和26年（1951）度 学習指導要領（試案）

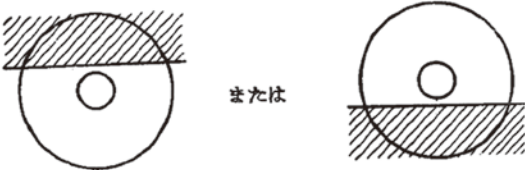
昭和26年版の学習指導要領では、器楽教育、特に金管楽器についての記載が、平成29年（2017）の学習指導要領に至るまでのなかで最も多く扱われており、本研究にとって興味深いものである。

学習指導要領第3章に明記されている中学校の各学年の指導目標「I 表現」の「2 楽器の演奏」の項目では、「弦・管・打楽器などの基礎演奏技術を習得（熟）」との文言が1年・2年生で書かれ、3年生では「合奏用楽器の演奏技術を高めて、各種楽器の簡単な編成による合奏や吹奏楽の合奏に習熟する」とある²⁵⁾。昭和26年版の学習指導要領では、中学校器楽教育におけるひとつの目標として、吹奏楽での合奏が明記されており、金管楽器の演奏技術習得が念頭に置かれていたことが分かる。これに加え、器楽の学習指導計画を見れば、金管楽器の演奏技術習得を目指していたことがより鮮明になる。

この器楽の学習指導計画の項目では、合奏での学習形態のなかに吹奏楽や管弦楽が明記され、教師が各生徒に楽器を選定する際の指針のなかに、フレンチホルンといった具体的な金管楽器が登場している。さらに、「弦・管・打楽器の基礎技術の指導」という項目も設けられており、呼吸法や金管楽器の発音や吹き方などについて図解までされている【図1】。これらの内容から、昭和26年版の学習指導要領では、音楽科での器楽教育において、金管楽器を含めた楽器の学習が念頭に置かれていたと言える。

4) 金管楽器の発音
金管楽器の発音は、くちびるの振動で起される。発音の要領は、次のとおりである。

(イ) くちびるの中央に吹口をあてる。
(ロ) 上下のくちびるのうち、どちらかを多く吹口にかける。—自分の吹きやすい位置を捜すこと—くちびるをかける度合を図示すると、次のようになる。



(ハ) 舌を、上の歯のつけ根に触れ、ついで、tuと発音する要領で、舌を引くと同時に、息を吹口の一隅に吹きつける。
(ニ) その息で、上下のくちびるをふるわせる。
(ホ) 楽器が鳴りだしたならば、同じ強さで音を長く続ける。

【図1】 昭和26年（1951）度 学習指導要領（器楽の学習指導計画／器楽の学習指導の要点）

2.2.3 昭和33年（1958）度 学習指導要領

昭和33年（1958）度の学習指導要領は、「様々な点において日本の戦後教育政策の転機」となったとも言われるほどの大きな改訂が行われた²⁶⁾。この年の学習指導要領から試案の文字が消され、法的拘束力をもつことになる。また、各教科の最低時間数を示すことや小・中学校に道德の授業が作られるなど、学校教育の転換期にもなった改訂である。

中学校音楽の学習指導要領は変化が極めて大きく、器楽教育も例外ではない。まず、本研究の主対

象とも言える金管楽器については、授業に取り入れる可能性を見出せないほどである。具体的には、第1学年の目標に「簡易な編成による合奏によって」との文言が入れられ、各学年の指導内容のなかに器楽の項目に共通して「合奏は、リード楽器または笛を中心とした編成」と書かれている²⁷⁾。「中心とした」との言葉があるにせよ、「リード楽器」と「笛」を用いて授業を進めることが正解と言われたようなものだろう。

さらに、これらを裏付ける文言も見られる。指導計画作成および学習指導方針において、「器楽では、吹奏楽器や弦楽器を加えてもよいが、吹奏楽や弦楽合奏を取り扱う場合は、選択教科としての音楽の時間などにおいて指導する」とある²⁸⁾。ここにおいても、「など」と書かれてはいるが、金管楽器や木管楽器、弦楽器は基本的に必修としての「音楽の時間」ではなく、「選択教科」の時間に用いるものであると言われているに等しいだろう。これは、伝習館事件と呼ばれる「学習指導要領から逸脱した教員が懲戒免職」になった事件からも分かるように、学習指導要領の順守が基本に置かれている時代背景からも明らかであろう²⁹⁾。昭和33年（1958）版の学習指導要領は法的拘束力をもち、日本を先導していくような力をもった指導書になった反面、器楽教育の側面から見れば、金管楽器を用いた指導の可能性を大きく狭めた改訂になったと言わざるを得ない。

2.2.4 昭和44年度 学習指導要領

昭和44年（1969）度版の学習指導要領では、昭和33年（1958）度の学習指導要領に示された器楽教育の内容とは方向性が異なっている。「各学年の目標及び内容」や「指導計画の作成と各学年にわたる内容の取り扱い」に示された文言から、器楽教育の動向を繙読する。

「各学年の目標および内容」の第1学年の目標に示されている合奏の指導内容では、「合奏を通して奏し合わせる喜びを味わわせるとともに、演奏技能を高め、器楽表現を伸ばす」とある³⁰⁾。ここで気がつくことは、昭和33年（1958）度の学習指導要領で見られた楽器の指定が、この項目には挙げられなくなっていることである。第2・3学年も同様に、用いる楽器の規定はこの項目では述べられていない。また第1学年の内容のなかで、器楽分野については「楽器の編成は、音楽的にまとまりのあるものとする」と記載され、第2・3学年もほぼ同内容の記述がなされており、目標の項目と同様に楽器の特定は見られない。

「指導計画の作成と各学年にわたる内容の取り扱い」では、「楽器の編成については小学校の経験の上に立って発展させ、生徒の能力や編成の実態に応じて、適宜弦楽器や吹奏楽器を加えてもよい」とされ、昭和33年（1958）度版の「吹奏楽や弦楽合奏を取り扱う場合は、選択教科としての音楽の時間などにおいて指導する」といった文言は消えている³¹⁾。これらの内容からは、昭和44年（1969）度版学習指導要領における音楽科の授業内での器楽教育では、楽器は一定程度、教員の裁量によって選択出来る可能性が示されたと言えるだろう。

2.2.5 昭和52年度から平成29年度の学習指導要領

中学校学習指導要領音楽編は昭和52年（1977）度版のあと、平成元年（1989）、平成10年（1998）、平成20年（2008）、平成29年（2017）と約10年ごとに改訂が行われてきている。このようななか、器楽分野にて取り扱う楽器についての言及は、昭和52年（1977）度版以降の学習指導要領では、「指導計画の作成と内容の取り扱い」の項目において、「必要に応じて、弦楽器、管楽器、打楽器、鍵盤楽器、電子楽器及び和楽器を用いること」との記載が見られる³²⁾。昭和52年度（1977）版ではこの文言に、「小学校において経験した高音の旋律楽器をもとに、中音や低音の楽器を加えて行うこと」や、平成元年版では「高音、中音及び低音の声部の均衡のとれた楽器編成を工夫して行うこと」が前置きされてお

り、簡易楽器の使用を想像させる³³⁾。

また、平成10年(1998)、平成20年(2008)、平成29年(2017)それぞれの版の同項目では、「指導上の必要に応じて(和楽器)、弦楽器、管楽器及び世界の諸民族の楽器を適宜用いること」と明記されている。本論においては議論の対象ではないが、平成29年(2017)の改訂では同項目に、「生徒が我が国や郷土の伝統音楽のよさを味わい、愛着をもつことができるよう工夫すること」が新しく示されており、これは平成29年(2017)版学習指導要領音楽編のなかで重要なポイントのひとつであろう³⁴⁾。

学習内容に示された、器楽教育において用いることの出来る楽器の可能性については、次のようにまとめられるだろう。平成元年版では、これまでの器楽教育や社会情勢の影響を鑑みて、「簡易楽器」を授業に用いることが優先されている可能性が考えられる。これに加え、平成10年(1998)以降の改訂では、これまでの流れを踏襲しながらも、生徒の実態に合わせて、教員の判断によって楽器の選択を行い、授業の多様性の幅を広げ、さらなる学習内容の充実化を目指した方向に舵を切っていると言えるだろう。

2.2.6 器楽教育の変遷のまとめ

試案を含めた学習指導要領の変遷のなか、本研究の主対象である金管楽器の取り扱いについては大きな変化が見られた。昭和26年(1951)版での金管楽器の位置づけを頂点として、法的拘束力をもった昭和33年(1958)版からは社会情勢の影響もあり、金管楽器は一度、影を潜めていた。しかし、昭和44年(1969)版では、音楽科の授業において、金管楽器が楽器選択の可能性のひとつに考えることも出来る程度に取り扱われはじめていた。特に平成10年(1998)版以降では、教材や楽器、授業時間数などの問題が山積みであることを除けば、教員の采配によって金管楽器を登場させることが可能になっていると言えるだろう。さらに現在、文部科学省が学習指導要領はミニマム・スタンダードであると位置づけていることから、金管楽器の音楽科授業への登場は、教員の手腕次第と言えるのではないだろうか。

3. 金管楽器導入の可能性

音楽科の授業はどのようにして成り立っているのだろうか。実際の中学校における授業を考えたい。まず、現場には教師・生徒がおり、教師は指導内容の向かう先を目指して、教材や教具を用いて指導計画を具現化・提示する。これに教師の知識や経験などが加わり、授業が構築される。これらの授業・教育が成り立つための要素を、檜下は「器楽教育成立の3要件」として論じている³⁵⁾。本節では、この「器楽教育成立の3要件」を用いて、器楽教育を行う際に必要となる要素を明確にし、器楽教育において金管楽器がこの「3要件」を満たし得るのか、また、どのような課題が考えられるのかを論じる。

3.1. 器楽教育成立の3要件

檜下は、「器楽教育成立の3要件」について、次のように端的に述べている。本論に欠かせない議論であるため、少々長い引用する。

本研究における器楽教育とは、初等教育の音楽授業において楽器を用いて行われる教育のことをさす。この定義に基づけば、器楽教育が行われる場には、まず児童と教師がおり、そこには教具としての楽器が存在する。また、楽器を用いて何を学ばせるのか。つまり教育内容を児童に示

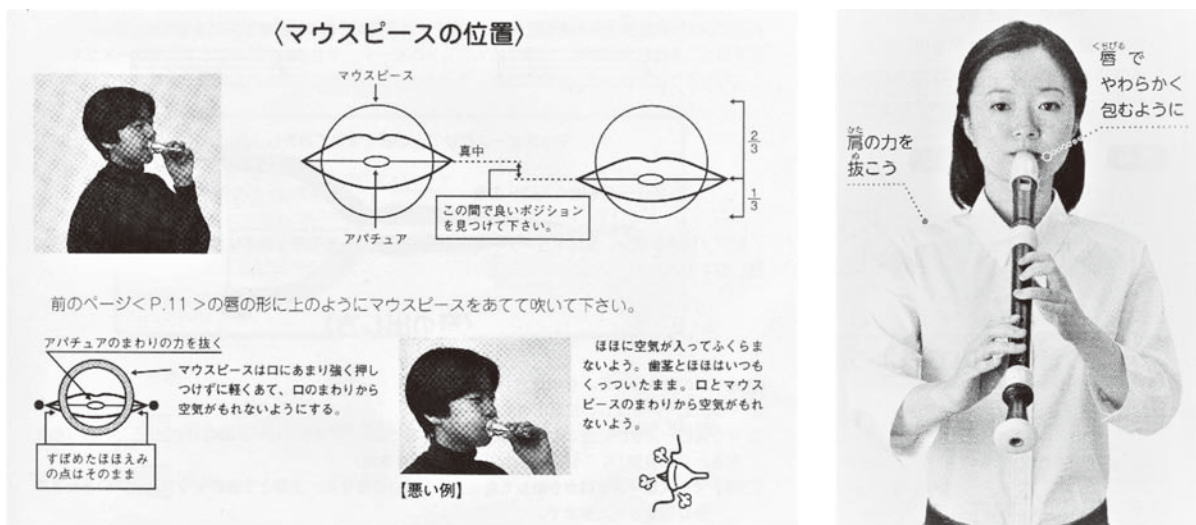
す教材として教科書や楽譜が必要となる。さらに、楽器と教科書を用いてどのように教えるかということ、すなわち指導方法を教師が知っていなければならない。このように、ある場所で器楽教育が成り立つためには、児童と教師の存在する学習空間に、教具と教材が存在し、指導方法を教師が知っていることが必要である。

以上のことから、器楽教育に必要な主要素は①「教材（教科書・楽譜）」、②「教具（楽器）」、③「指導方法」であるとし、これらを「器楽教育成立の3要件」と定義している。本論では、金管楽器の授業への導入はこの「3要件」を満たし得るのか、それぞれの要件について考究する³⁶⁾。

3.1.1 「教材（教科書・楽譜）」について

器楽教育の現状で述べたように、現在、主流となっている教科書には管楽器ではリコーダーのみの掲載に留まっている。この状況は、金管楽器を導入するにあたり教員が教材を一から作成する必要があることを意味している。本節では、金管楽器の指導に必要な内容とそれらを示す教材の一例を示し、教材の準備が現実的に可能であるかを検討する。

金管楽器の演奏には、呼吸法や唇の使い方などいくつかの重要な要素がある。奏者によって奏法へのアプローチに違いはあるものの、必要となる基本的なものは次のような項目が挙げられる。呼吸法、姿勢、吹き方、マウスピースによる音出し、これらを積み重ね楽器での演奏へとつながる。音を奏するために必要な内容には金管の各楽器で多少の差異はあるものの、基本的なアプローチや考え方には共通している部分が多い。ここでは、筆者が専門とするチューバの吹き方を例にして検討する。



【図2】

【図3】

【図2】は、稲川榮一『チューバ教本』（2002）の一部分である³⁷⁾。この教本は「チューバを初めて手にした初心者のための教則本」と書かれている通り、図や写真も多く取り入れられ、中学生でも無理なく理解しやすい作りとなっている³⁸⁾。教出版に掲載されているリコーダーの吹き方【図3】と比較しても、より理解しやすいものと言えるだろう³⁹⁾。

既存の教則本においても、中学生でも分かりやすく理解が容易であるものがあり、金管楽器初心者の学習に効果的な教則本があることを示している。このような教則本や専門家の知識、さらに現場の教員の経験を取り入れながら内容を検討していくことで、器楽教育に効果的な教材を作成・準備し、学習を進めていくことが可能ではないだろうか。

3.1.2 教具（楽器）

器楽教育において金管楽器を取り扱うことの大きな壁のひとつとなるのは、教具（楽器）の準備だろう。有本真紀ら（2010）の研究によれば、アンケートを行った中学校の現場の先生方が「器楽の指導にあたって感じる困難や問題」では、「備品（楽器）の種類や数が少ない」が59.8%を占めており、教育現場に教具が不足していることが明白である⁴⁰⁾。この楽器の問題については、解決の方向性として二つが考えられる。

まず一つ目は、楽器を個人持ちにして楽器を揃える方法である。現在、多くの学校で取り入れられているリコーダーは比較的安価での購入が可能である。しかし、金管楽器は授業で使用する回数に限られているなかでは特に価格が高く、個人購入には不向きと言わざるを得ない。さらに、「個人持ちにさせたくても諸事情によって保護者の理解を得るのが難しい」とのアンケート結果も見られ、楽器の個人持ちは現実的には厳しいであろう⁴¹⁾。

二つ目は、学校で楽器を揃える方法である。この枠組みのなかで楽器を揃えてもらうには、予算との兼ね合いなど、数多くの課題が生じる。これらすべてを一度に解決するような方策は見当たらないが、金管楽器が非常に高価であるとの認識を変えられるような楽器が登場してきている。ひとつの例として、プラスチック・トロンボーンが挙げられる。教育用楽器としてヤマハが出している通常のテナーバス・トロンボーン（YSL-456G）は価格が185,000円であるのに対し、プラスチック・トロンボーンは20,000円前後である⁴²⁾。このような楽器は、今まで楽器を一本買う値段で、何本も購入することが出来る。予算とは切っても切れない関係ではあるが、これまでの歴史を考えれば、このような楽器は器楽教育における可能性を広げ得るかもしれない。

3.1.3 指導方法

金管楽器の指導方法については、どのような教員でも一定水準以上の指導を行うことは難しいと言えるだろう。教材の項目で述べたように、中学生にも理解しやすい教材を作成し、授業で用いることは、十分に可能である。しかし、金管楽器においては、一定程度の演奏経験と師事経験がなければ、指導は難しいであろう。金管楽器は音を出すことが難しい楽器であるため、吹き方を指導するには理論的理解と実践的理解が必要となるからである。

換言すれば、金管楽器の奏法について理論的理解と実践的理解が一定水準以上出来ている教員では、他の条件を除けば、授業を進める上で、授業の多様性を広げる教具と言えるだろう。学習指導要領がミニマム・スタンダードであることから、金管楽器が各々の教員の専門性をより活かすためのひとつの大きな可能性を有すると考えられる。また、理論的理解や実践的理解を伴っている教員であれば、洗練された教材を用いることによって、より質の高い指導を行うことが出来ると考えられる。

4. 結論

以上の分析や考察から、中学校の学習指導要領音楽編における器楽分野は、多様性に富んだ器楽教育展開の可能性をもっていることが明らかとなった。中学校学習指導要領音楽編では、金管楽器を含む多くの楽器が教具となり得ることが示され、楽器の選択は教員に任されていた。しかし現状は可能性の追求よりも、これまでの流れを汲んだ授業構築をする傾向が多く見られ、表現領域における器楽分野＝アルトリコーダーといった固着した思考の下、授業構成が行われていることが示唆された。

戦前の器楽教育から学習指導要領の変遷における器楽分野の変化では、金管楽器をはじめとした楽器の扱われ方に大きな変化を伴いながら、現在の記載内容に至っていた。金管楽器に焦点を絞ると、

学習指導要領上の位置づけは、かつては中核をなしうる存在であったが、やがて教具としては不適格に近い楽器とされ、現在は授業にて活躍する可能性を秘めた楽器として扱われていることが確認された。

檜下（2019）は、器楽教育が成り立つために必要な要素を、「器楽教育成立の3要件」＝「教材（教科書・楽譜）」、「教具（楽器）」、「指導方法」と定義していた。教具としての金管楽器と「3要件」を照らし合わせると、より音楽科の授業に適した教材の作成や内容の吟味は必要であるものの、「教材」は用意することが出来る可能性が見出せた。「教具」については、金管楽器を取り巻く環境は大きく変化し、これまで教育用楽器であっても高価な値段にて販売されていたものが、プラスチック・トロンボーンを例に挙げれば、従来の値段と比べ約10分の1の値段で購入が可能になっていた。購入予算などの課題はあるが、このような楽器の登場は器楽教育の可能性を広げるひとつの要素となる。「指導方法」では、金管楽器は音を出すことが難しい楽器であるため、吹き方を指導するには理論的理解と実践的理解が必要となり、金管楽器の経験のない教員には一定水準以上の指導を行うことは難しいとの考察に至った。しかし、本論の目的は金管楽器をリコーダーのような位置づけにすることではなく、金管楽器を用いた授業の可能性を示すことで、金管楽器を専門としてきた教員が「専門性」をより効果的に「発揮」出来る道を開拓することにより、今後の課題とする器楽分野の発展につなげることにある⁴³⁾。

中学校の音楽科教員は、歌唱・器楽・創作・鑑賞といった幅広い内容の指導が求められている。これらすべてを指導することは重要であるが、自身の専門性が高い分野を用いて授業を構築・実践することで、より質の高い授業を生徒へ提供することが可能となるだろう。また、得意とする分野を軸に応用を利かせ、各分野相互に関連性をもたせた授業を行っていくことにより、器楽分野をはじめとした音楽科の発展へつながると考えられる。

本研究は、金管楽器をひとつのモデルケースとして、これまで授業で活躍することの少なかった楽器を、授業に導入するために必要な過程の一端を明らかにした。これにより、これまで教具として選択肢に上らなかつた楽器を授業に用いる際のひとつの指針を示せたであろう。しかし、本稿ではあくまでも学習指導要領の変遷や「器楽の指導で用いる楽器の扱い」を中心に考察を行い、理論上の可能性を見出した。よって実践につなげていくためには、学習指導要領の指導内容を網羅する、具体的な「教材」、「教具」、「指導方法」の提示が必要である。また、音楽教育界の動向や楽器産業との関わり、器楽教育を形づくってきた「思想」や「制度」といった面の研究も重要である。教員のより高い「専門性」を「発揮」出来る指導内容の選択肢を増やし、個々の教員が工夫を重ねることは器楽教育の多様化につながり、生徒の「生きる力」の育みをより一層充実したものにするだろう。

注

- 1) 有本真紀、根本愛、小島千か（2010）「義務教育段階の器楽教育に関する調査」『音楽教育実践ジャーナル』第7巻2号、日本音楽教育学会、54頁
- 2) 文部科学省（2018）『中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 音楽編』、教育芸術社、111頁
- 3) 檜下達也（2019）『器楽教育成立過程の研究』、風間書房、14頁
- 4) 注2同書、111頁
- 5) 同上、111頁
- 6) 有本真紀、根本愛、小島千か（2010）「義務教育段階の器楽教育に関する調査」『音楽教育実践ジャーナル』第7巻2号、日本音楽教育学会、57頁

- 7) 小池順子 (2019) 「教材解釈に関する課題と音楽科の教育内容の展開」『日本音楽教育学会第50回大会資料』、日本音楽教育学会、6頁
- 8) 檜下 (2019)、2頁
- 9) 檜下 (2019)、14頁
- 10) 八神利夫、朝田健、植松峻、久野壽彦、讃岐京子、佐原秀一 (1995) 「EDMARSを用いた音楽教育の内容に関する教育研究文献の動向分析」『教育情報研究』第11巻第1号、日本教育情報学会、26頁
- 11) 同上、28頁
- 12) 注2同書、111頁
- 13) 有本ら (2010)、55頁
- 14) 檜下 (2019)、31頁
- 15) 同上、71頁を参照されたい。
- 16) 同上、67頁
- 17) 同上、67頁
- 18) 同上、69頁を参照されたい。
- 19) 同上、69頁
- 20) 同上、70頁
- 21) 学習指導要領の記載年については、学習指導要領データベースに準拠している。
- 22) 学習指導要領データベース：<https://www.nier.go.jp/guideline/s22ejo/index.htm> (2019/10/21)
- 23) 同上
- 24) 同上
- 25) 学習指導要領データベース：<https://www.nier.go.jp/guideline/s26jho/index.htm> (2019/10/21)
- 26) 野崎剛毅 (2006) 「学習指導要領の歴史と教育意識」『國學院短期大学紀要』第23巻、学校法人國學院大學 國學院短期大学、155頁
- 27) 学習指導要領データベース：<https://www.nier.go.jp/guideline/s33j/index.htm> (2019/10/21)
- 28) 同上
- 29) 野崎剛毅 (2006)、152頁
- 30) 学習指導要領データベース：<https://www.nier.go.jp/guideline/s44j/index.htm> (2019/10/21)
- 31) 同上
- 32) 学習指導要領データベース：<https://www.nier.go.jp/guideline/s44j/index.htm> (2019/10/21)
- 33) 昭和52年度：同上
平成元年度：<https://www.nier.go.jp/guideline/h01j/index.htm> (2019/10/21)
- 34) 注2同書、111頁
- 35) 檜下 (2019)、14-15頁
- 36) 同上
- 37) 稲川榮一 (2002) 『チューバ教本』ドレミ楽譜出版社、15頁
- 38) 檜下 (2019)、1頁
- 39) 新実徳英監修 (2016)、5頁
- 40) 有本真紀ら (2010)、56頁
- 41) 同上、57頁
- 42) ヤマハカタログ：https://jp.yamaha.com/files/06_4d60abec59b723b638a3eb7e5b78e4af.pdf (2019/10/11)
島村楽器：https://paypaymall.yahoo.co.jp/store/shimamura/item/mt0041516/?sc_e=afvc_shp_2327384

(2019/10/11)

43) 文部科学省 (2018) 『中学校学習指導要領 (平成29年告示) 解説 音楽編』、教育芸術社、4頁

参考文献

- 文部科学省 『小学校学習指導要領 (平成29年告示) 解説 音楽編』、東洋館出版社、2018
- 文部科学省 『中学校学習指導要領 (平成29年告示) 解説 音楽編』、教育芸術社、2018
- 文部科学省 『高等学校学習指導要領 (平成30年告示) 解説 芸術 (音楽・美術・工芸・書道) 編 音楽編
美術編』、教育図書、2018
- 新実徳英監修 『音楽のおくりもの 中学器楽』、教育出版、2016
- 小原光一、飯沼信義、浦田健次郎監修 (2017) 『中学生の器楽』、教育芸術社、2016
- 有本真紀、根本愛、小島千か「義務教育段階の器楽教育に関する調査」『音楽教育実践ジャーナル』第7巻第2号、
日本音楽教育学会、2010、48-62頁
- 稲川榮一 『チューバ教本』、ドレミ楽譜出版社、2002
- 石田修一 「小学校における効果的な管打楽器指導法についての考察—音楽授業と連携しシステム化された効
率的管打楽器教育方法」『開智国際大学紀要』第15号、学校法人開智学園 開智国際大学、2016、95-
126頁
- 樫下達也 「1930年代の小学校における器楽教育の動向—合奏形態の分類と校種や“指導の場”との関連に
着目して」『神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要』第9巻第2号、神戸大学大学院人間発達環
境学研究科、2016、63-70頁
- 『器楽教育成立過程の研究』、風間書房、2019
- 杉江 淑子 「音楽科教育と教科書—教師にとっての音楽科教科書」『音楽教育実践ジャーナル』第9巻第2号、
日本音楽教育学会、2012、30-37頁
- 瀬浩明 「器楽教育として捉える学校吹奏楽—音楽体験の深化・発展を担う」『音楽教育実践ジャーナル』第
3巻第2号、日本音楽教育学会、2016、33-42頁
- 野崎剛毅 「学習指導要領の歴史と教育意識」『國學院短期大学紀要』第23巻、学校法人國學院大學 國學院短
期大学、2006、151-171頁
- 副島和久編著 『平成29年版 中学校新学習指導要領の展開 音楽編』、明治図書出版、2017
- 八神利夫、朝田健、植松峻、久野壽彦、讃岐京子、佐原秀一 「EDMARSを用いた音楽教育の内容に関する
教育研究文献の動向分析」『教育情報研究』第11巻第1号、日本教育情報学会、1995、25-30頁
- 柳生力 「楽器と楽曲の様式を踏まえた学習とその指導の実践—『簡易楽器』と『子どもらしさ』を越えて」
『音楽教育実践ジャーナル』第7巻第2号、日本音楽教育学会、2010、6-14頁
- 山中和佳子 「戦後日本の小学校におけるたて笛およびリコーダーの導入過程—昭和20年代を中心に」『音楽
教育実践ジャーナル』第7巻第2号、日本音楽教育学会、2010、73-83頁
- 「戦後の音楽科教育におけるリコーダーの導入と指導の史的展開—小学校における器楽指導を中心
に」、東京藝術大学、博士論文、2012